6　登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

7　イについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第81条第６号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ　初期加算　30単位

注　イについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

ニ　認知症加算

(1)　認知症加算(I)　800単位

(2)　認知症加算(II)　500単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

ホ　看護職員配置加算

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　看護職員配置加算(I)　900単位

(2)　看護職員配置加算(II)　700単位

(3)　看護職員配置加算(III)　480単位

ヘ　看取り連携体制加算

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について１日につき64単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない。

ト　訪問体制強化加算　1,000単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、１月につき所定単位数を加算する。

チ　総合マネジメント体制強化加算　1,000単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

リ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては１月につき、ロについては１日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　イを算定している場合

(一)　サービス提供体制強化加算(I)イ　640単位

(二)　サービス提供体制強化加算(I)ロ　500単位

(三)　サービス提供体制強化加算(II)　350単位

(四)　サービス提供体制強化加算(III)　350単位

(2)　ロを算定している場合

(一)　サービス提供体制強化加算(I)イ　21単位

(二)　サービス提供体制強化加算(I)ロ　16単位

(三)　サービス提供体制強化加算(II)　12単位

(四)　サービス提供体制強化加算(III)　12単位

ヌ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(III)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4)　介護職員処遇改善加算(IV)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5　認知症対応型共同生活介護費

イ　認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1)　認知症対応型共同生活介護費(I)

(一)　要介護１　759単位

(二)　要介護２　795単位

(三)　要介護３　818単位

(四)　要介護４　835単位

(五)　要介護５　852単位

(2)　認知症対応型共同生活介護費(II)

(一)　要介護１　747単位

(二)　要介護２　782単位

(三)　要介護３　806単位

(四)　要介護４　822単位

(五)　要介護５　838単位

ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1)　短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一)　要介護１　787単位

(二)　要介護２　823単位

(三)　要介護３　847単位

(四)　要介護４　863単位

(五)　要介護５　880単位